

道路交通法第114条の2の規定に基づく岐阜県公安委員会の 事務の委任に関する規則

〔昭和42年9月29日岐阜県公安委員会規則第7号〕

道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、次の各号に掲げる事務を岐阜県警察本部長に委任する。ただし、公安委員会が弁明の機会を供与し、又は聴聞をした事案についてはこの限りでない。

- （1）運転免許（以下「免許」という。）の保留
- （2）免許の効力の停止
- （3）前2号に掲げる処分の際における弁明の機会の供与及び聴聞
- （4）免許の保留及び免許の効力の停止期間の短縮

附 則

- 1 この規則は、昭和42年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に弁明の機会の供与に関する通知又は聴聞に関する通知若しくは公示がなされている事案に係る本則第1号から第3号に掲げる事務についてはなお従前の例による。